



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 定年退職した場合、健康保険をどうしたら良いか調べていたところ「任意継続被保険者」という言葉が目に入りました。どのような制度なのか教えてください。

A 在職中は会社が手続きをしてくれていましたが、退職後は自分で決めなくてはならないので、大変ですね。保険料が高いと負担になりますから、総務の方も退職者へ、色々なケースを想定してアドバイスしてあげられれば良いと思います。

定年退職などで、退職時の給与が比較的高額な方には「任意継続被保険者」がお勧めです。それはなぜでしょうか？

ここでは、中小企業が一般的に加入している「協会けんぽ（千葉支部）」の場合でご説明をします。

退職後に任意継続被保険者になるには、次の①と②の条件を満たすことが必要です。特に、②の20日以内という条件にはお気を付け下さい。

《加入要件》

- ①在職中に2カ月以上の被保険者期間があること
- ②退職日翌日から20日以内に手続きをすること

《保険料》

- ・退職前に控除されていた保険料の倍の額になります。（労使折半の会社負担分がなくなるため）
- ・標準報酬月額、退職時の額または上限額のうち低い方になります（協会けんぽの場合、令和7年度は上限32万円。健康保険組合の場合は、上限額の定めがないところもあります）。

例えば、退職時の標準報酬月額が28万円だとしたら、その方の任意継続被保険者の保険料は、31,808円になります。在職中は15,904円ですから、単純に倍ですね。

一方、退職時の標準報酬月額が65万円だった方の場合、在職中の健康保険料は36,920円ですが、任意継続被保険者になると36,352円となります。ちょっと変だと思ってしまう方いると思いますが、標準報酬月額の上限である32万円が適用されるため、退職前に標準報酬月額が高い方だと、在職中より

保険料が安くなる場合もあるというわけです。

この保険料は、介護保険第2号被保険者（40歳以上64歳以下）で計算しました。働いていても65歳以上になると介護保険第1号被保険者になるのでお給料から保険料は控除されず、支給される年金から控除されます（一定の期間は住所地の市役所から請求がきます）。

任意継続被保険者制度は2年間が上限で、その後は国民健康保険に加入することになります（75歳以上は後期高齢者医療保険制度に加入）。

退職後にすぐ国民健康保険に加入しても良いのですが、国民健康保険料は前年度の年間所得で保険料が決まるので、現役時代の高い収入に基づく保険料も高くなり、あまりお勧めできません。退職後2年も経てば年間所得も減り、保険料も安くなるはずなので、そのタイミングで国民健康保険に加入するのがお勧めです。国民健康保険料は、住所地の市役所に聞くと試算してくれるので、任意継続被保険者の保険料と比較してみるのも良い方法です。

健康保険は分かったけど、年金の方はどうするの？という疑問があると思います。退職後は厚生年金から国民年金に切り替えますが、国民年金を掛けるのは60歳未満です。定年などで60歳以降に退職した後は、加入する必要はありません。ただし、第3号被保険者の配偶者がいて、その方が60歳未満の場合は60歳になるまで国民年金保険料を払わなくてはなりませんのでご注意下さい。

ちなみに厚生年金を掛けるのは70歳未満です。会社勤めを続けて70歳を過ぎても、厚生年金保険料はお給料から控除されません。私の経験ですが、厚生年金保険料が引かれなくなればきっと手取りが増えると期待していましたが、源泉所得税が増えて、手取りは増えませんでした。後期高齢者の保険料はもっと高くなると聞いています。やっぱり保険料の負担は心配になりますね。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980